

楠地区マスコットキャラクター「くすのっち」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、楠地区マスコットキャラクター「くすのっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(利用手続き)

第2条 着ぐるみの使用にあたっては、楠フェスタを盛り上げるため楠地区連絡協議会事務局（名古屋市北区楠支所区民生活課）が使用するほか、以下の利用手続きを経るものとする。

- (1) 着ぐるみを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ楠地区マスコットキャラクター「くすのっち」着ぐるみ使用申込書（第1号様式）を、使用の2週間前までに楠地区連絡協議会事務局（名古屋市北区楠支所区民生活課）（以下「管理者」という。）へ提出し、その承認を得なければならない。
- (2) 申し込みは、使用の2カ月前から先着順に受け付けるものとする。但し、名古屋市北区が主催・共催する事業において利用する場合は優先するものとする。
- (3) 着ぐるみの使用期間は原則2日以内とする。
- (4) 着ぐるみの引渡しは使用日の前開庁日の午後とし、返却は使用日の翌開庁日の午前とする。
- (5) 本条前各項において、管理者が認める場合は、この限りでない。

(使用承認基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 名古屋市北区楠地区の活動および楠フェスタのPR等という趣旨に反する恐れのある場合
- (2) 名古屋市北区および楠地区連絡協議会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れのある場合
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合
- (4) 法令や公序良俗に反する恐れのある場合
- (5) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合
- (6) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合または同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (7) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (8) その他、管理者が着ぐるみ使用について不適当と認めた場合

(使用の承認)

第4条 管理者は使用者に対し、使用日の前日までに使用承認を、楠地区マスコットキャラクター「くすのっち」着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）にて行う。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この貸出規程と『楠地区マスコットキャラクター「くすのっち」着ぐるみの取り扱いと注意事項』および『くすのっち 着ぐるみ 取り扱い説明書』を遵守し適切に利用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 使用申込書の記載どおりに使用すること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (6) 足場の悪い状態での使用は避けること
- (7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承認の取り消し)

第7条 管理者は、使用者が第3条および第6条に定める事項を遵守しなかった時は、その利用の承認を取り消し、直ちに着ぐるみを返却させるとともに、その使用者への貸与は今後一切行わない。この場合、使用者に損害が生じて、管理者は一切の責任を負わないものとする。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出の中止)

第9条 着ぐるみが著しく汚損または故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、使用の申し込みがあった場合においても、貸出を中止する。なお、これにより使用者が被った損害等については、管理者は一切保障しないものとする。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年11月10日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。